

国不地整第481号
令和7年3月31日

都道府県地籍調査担当部局長 殿

国土交通省政策統括官付
地理空間情報課長
(公印省略)

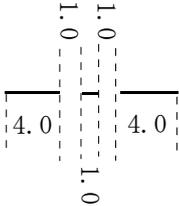
「街区境界調査図及び街区境界調査簿作成要領」の一部改正について

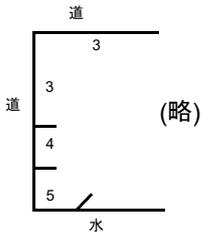
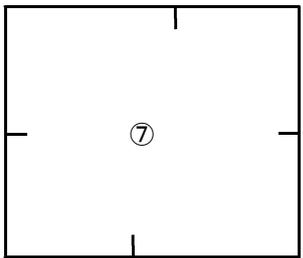
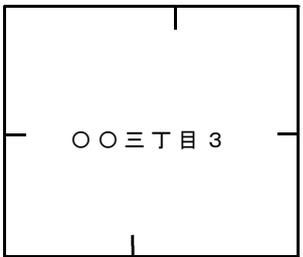
「街区境界調査図及び街区境界調査簿作成要領について（令和3年3月31日付け国不籍第582号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）」の一部を別添のとおり改正し、本日から施行することとしましたので、御了知の上、この旨貴管下部局及び関係市区町村等への周知方よろしく申し上げます。

街区境界調査図作成要領

- 1 街区境界調査図の作成については、国土調査法施行規則（平成22年国土交通省令第50号。以下「施行規則」という。）及び地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。
- 2 街区境界調査図は、施行規則別記様式第一に規定する様式により、地籍図作成要領（令和3年3月2日付け国不籍第489号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）に準じて作成するものとする。
- 3 街区境界調査図の縮尺は、後続の地籍調査において作成する地籍図の縮尺と同一の縮尺で作成するものとする。
- 4 街区境界調査図は、準則第3条第2項第1号に規定する街区境界及びその範囲を表示するものとし、地番の記号は、当該街区境界の近傍に表示するものとする。

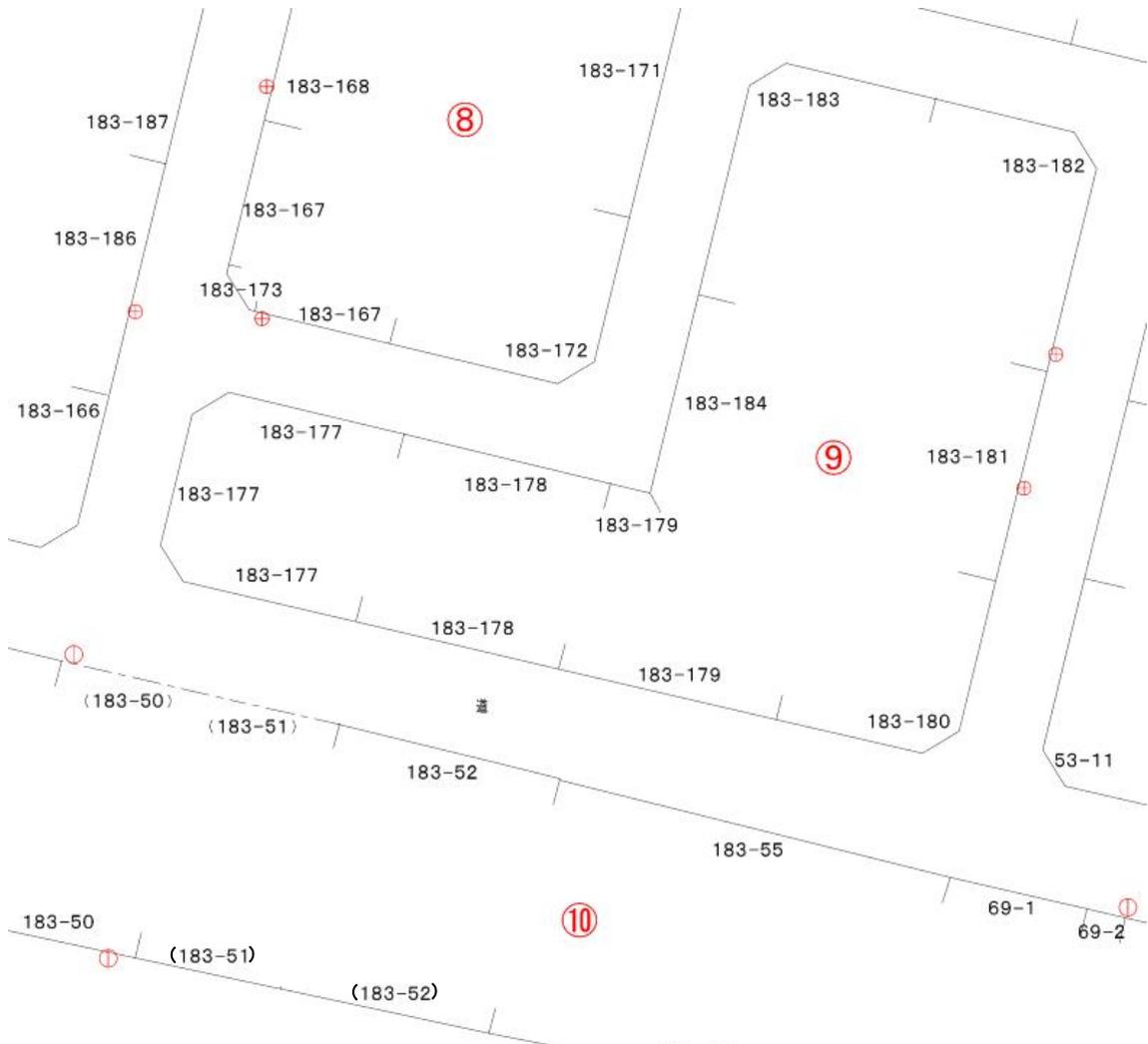
ただし、準則第30条第6項の規定に基づき街区境界未定とした場合は、調査図素図に基づき、該当する街区境界（一筆の土地において、街区境界が断片的に複数存在する場合は、同条第1項、第3項、第4項又は第5項の規定に基づく調査ができなかった部分に限る。）を真位置に表示できる場合は真位置に表示し、真位置に表示できない場合は現況により鎖線で表示し、いずれの場合も、その近傍に関係する土地の地番に括弧を付して表示するものとする。
- 5 調査区域内の一の街区ごとに任意に街区番号を定め、これを街区の内側に赤の丸数字で記載するものとする。ただし、当該街区番号に代えて、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に定める街区符号を記載することができる。
- 6 街区境界調査図における表示は、地籍図作成要領に定めるもののほか、次の表による。

区分	記号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
<p>街区境界</p> <p>(街区境界未定であり、真位置に表示できる場合)</p> <p>(街区境界未定であり、真位置に表示できない場合)</p>		<p>0.1 黒</p> <p>0.1 黒</p>	<p>街区境界調査図上の真位置に表示するものとする。</p> <p>街区境界調査図上の真位置に表示し、その近傍に係する土地の地番を括弧を付して記載する。</p> <p>(地番が5番及び6番の土地の街区境界が未定である場合の例)</p> <p style="text-align: center;">道</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p style="text-align: center;">(5) (6)</p> <p>街区境界を現況により鎖線を表示し、その近傍に係する土地の地番を括弧を付して記載する。</p> <p>(地番が5番及び6番の土地の街区境界が未定である場合の例)</p> <p style="text-align: center;">道</p> <p style="text-align: center;">- - - - -</p> <p style="text-align: center;">(5) (6)</p>
		<p>0.1 黒</p>	

<p>街区境界の範囲</p>	<p>—</p>	<p>0.1 黒</p> <p>筆界点の位置から街区内の任意の方向へ1mm～5mmの長さで表示するものとする。この場合において、街区境界以外の筆界の方向に整合させることを要しない。</p> <p>(地番が3番、4番及び5番の土地の範囲を表示した例)</p> 
<p>街区番号</p>	<p>アラビア数字 横書 ゴシック体 字高 5.0 字隔 5.0</p>	<p>赤</p> <p>(街区番号が7である場合の例)</p> 
<p>(街区符号を表示する場合)</p>	<p>横書 ゴシック体 字高 5.0 字隔 2.0</p>	<p>赤</p> <p>(街区符号が〇〇三丁目3番である場合の例)</p> 

【参考】

街区境界調査図（作成例）



街区境界調査簿作成要領

- 1 街区境界調査簿は、国土調査法施行規則（平成22年国土交通省令第50号）及び地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）に定めるもののほか、地籍簿作成要領（令和3年3月31日付け国不籍第581号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）に準じて作成するものとする。
- 2 街区境界調査簿は、国土調査法施行規則別記様式第五に規定する様式により作成する。
- 3 街区境界調査簿の「街区番号」の欄には、一の街区ごとに任意に定めた街区番号を記載する。ただし、当該街区番号に代えて、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に定める街区符号を記載することができる。
- 4 街区境界調査簿の「街区面積」の欄には、一の街区ごとの面積を記載する。ただし、一の街区内に街区境界未定があり、当該街区の面積が求められない場合は、同欄に「街区境界未定」と記載するものとする。
- 5 街区境界調査簿は、一つの街区ごとに別冊とする。